

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ



国民健康保険のお知らせ 医療費通知書の発送・限度額適用認定証について



◀ 限度額適用
認定証について

医療費通知書を発送します

医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。この機会に、実際にかかった医療費を確認し、はしご受診や夜間・休日の割高な受診などが家計の負担になっていないかを確認してみましょう。また、この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。（医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要）

■ 7月下旬発送の医療費通知書について

1～2月診療分の医療費を通知します。（以降2カ月分ごとに8月、9月、11月、令和6年1月、3月に郵送予定）
対国民健康保険加入者で今年1月以降に医療機関などを受診した人
再発行はできませんので、大切に保管してください。



限度額適用認定証について

医療費が高額になりそうなとき、限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額（入院・外来は別扱い）が自己負担限度額で済みます。なお、限度額は年齢と所得によって異なり、認定証の交付には市役所窓口（保険年金課国保係）での申請が必要です。

■ 交付対象

国民健康保険に加入し（※1）国民健康保険税に滞納のない人で、70歳未満の人、または一定の所得区分（※2）に属する70～74歳の人

※1 国民健康保険以外の人は、加入している医療保険にお問い合わせください。

※2 限度額適用認定証の対象にならない区分の人は、高齢受給者証が代わりになります。

※詳細は市ホームページ

問保険年金課 ☎ 983・2604



申請をお忘れではないですか 国民年金「学生納付特例」



◀ 20歳向けの
年金制度説明動画

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和5年4月～令和6年3月分

※来年度分は令和6年4月から申請可

申請場所 保険年金課国民年金係窓口または日本年金機構三島年金事務所（寿町9・44）

※郵送で申請可（申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード）

対学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人（定時制、夜間部、通信課程も含む）

持▶基礎年金番号を明らかにできる書類（年金手帳、国民年金保険料納付書、基礎年金番号通知書など）

▶学生証（表裏のコピーでも可）または在学証明書（原本）

▶前年就業していた人は、離職票か雇用保険受給資格者証の写し

※10年以内であれば保険料を納付（追納）できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

継続して学生納付特例を希望する

令和4年度に学生納付特例が承認され令和5年度も在学中の場合、4月に日本年金機構から送付されている、はがき形式の申請書を返送するだけで、継続の申請手続きができます。

※学生納付特例を承認された人で、納付への変更を希望する場合は、日本年金機構三島年金事務所へ納付書の発行をご依頼ください。

問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606

情報

家庭での保育が困難なときに、病気のお子さんを預けることができます
病児・病後児保育サービス

子どもが病気で家庭での保育が難しいときのために、病児・病後児の保育サービスがあります。

■病児保育

申込み	光ヶ丘小児科 ☎987・2200	函南平出クリニック ☎978・1366
定員	各9人	
対象	満6カ月～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病氣中(発熱、感冒、扁桃炎、気管支炎、嘔吐下痢症、中耳炎、結膜炎、とびひ、突発性発疹、水痘、インフルエンザ、骨折、肺炎、おたふく風邪など)の子 ②保護者が勤務や出産・病氣・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園している園児は無料 ※そのほかの児童は1日2,000円	
利用方法	事前登録の後、前日までに予約 ※各施設へお問い合わせください	

■病後児保育

申込み	恵明保育園 ☎975・1940	まりあ保育園 ☎939・5353
定員	各3人	
対象	満1歳～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病氣の回復期で、まだ集団保育(保育園・幼稚園・学校など)が適さない子 ②医師が病後児保育の対象として認めた子 ③保護者が勤務や出産・病氣・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園している園児は無料 ※給食あり、食費・リネン代の実費1日350円	
利用方法	事前登録の後、前日までに予約 ※各施設へお問い合わせください	

問子ども保育課☎983・2611

情報

マナーを守って飼育しましょう
犬・ねこのお世話

犬の鳴き声やフンの放置など、犬・ねこの飼育に関する苦情・相談が多く寄せられています。ほとんどの飼い主は、近隣に迷惑をかけないように適正飼育していますが、ごく一部の飼い主にマナーを守れない人がいます。飼い犬、飼いねこが地域に迷惑をかけていないか考え、マナーを守って飼育しましょう。

■犬の飼い主さんへ

- ・法律で定められている鑑札・狂犬病予防注射済票をしっかりと飼い犬につける
- ・必ずフン尿の後始末をする
- ・しつけを行い無駄吠えをさせない
- ・放し飼い、ノーリードの散歩をしない。とっさのときも飼い主がすぐコントロールできるようにする

■狂犬病予防注射について

毎年1回狂犬病予防注射の接種が法律で義務付けられています。まだ未接種の場合は、動物病院で接種をしてください。

■ねこの飼い主さんへ

- ・危険を避けるために室内で飼う
- ・飼いねこの登録制度を利用する(登録時に鑑札と首輪を配布)

■飼い主のいないねこのお世話をしている人へ

エサをあげる場合には、後始末にも責任を持ちましょう。エサをあげるだけでは、周囲の住民にフン尿やエサの食べ残しなどで迷惑をかけます。

飼い主のいないねこには避妊去勢手術をさせましょう。市は、飼い主のいないねこに対して、避妊去勢手術費の補助(雌は1匹につき15,000円、雄は1匹につき10,000円が上限)を予算の範囲内で行っています。事前に申請が必要のため、手術前に環境政策課までご連絡ください。

問環境政策課☎983・2646

